

「築上町民文化祭」出展・出演規程

令和8年度築上町民文化祭への出展、出演については下記のとおりとする。

1 展示部門

- (1) 出品者は「実施要綱」による、町内関係団体、及び築上町民とする。
- (2) 出品希望者は団体ごと、又は個人が「展示部門出品申込書」により申込む。
- (3) 作品の展示会場、展示位置、展示方法等については、「実行委員会」の決定に従い、異議の申し立ては受け付けない。
- (4) 作品の搬入・搬出・展示〈飾り付け〉は、「実行委員会」が定めた時間に出品者が責任をもって行う。
- (5) 出品は無料とする。
- (6) 展示期間中は、各展示場に必要数の場内保安管理者を置くものとする。
また、「実行委員会」の求めにより出品者も保安管理者として協力する。
- (7) 搬入後の作品の保安全管理について、「実行委員会」は善意を持って最大限の作品の保安全管理に努めるが、不慮の事故等不可抗力によるもの、悪意を持った第三者による損傷、亡失については「実行委員会及び町」は責任を負わない。
- (8) 展示時間内の出品物の搬入、搬出、持ち帰りについては認めない、特段の理由がある場合、展示場責任者の許可を得て行う。
- (9) この規程に定めのない事項が生じた場合「実行委員長」が定める。

2 ステージ部門

- (1) 出演者は「実施要綱」による、町内関係団体及び築上町民とする。
- (2) 出演希望者は団体ごと、又は個人が「ステージ部門出演申込書」により申込む。
- (3) 出演時間、出演順等については、「実行委員会」の決定に従い、異議の申し立ては受け付けない。
- (4) リハーサル、発表日は、「実行委員会」の求めにより、他の出演者の道具の搬入搬出等、舞台進行の援助をする。
- (5) 出演料は無料とする。
- (6) この規程に定めのない事項が生じた場合「実行委員長」が定める。

令和8年 6月 29日
築上町民文化祭実行委員会